

平成29年度 行政評価表

担当課	人権推進課
章名	第5章 町民と行政が協働するまちに暮らす
節名	第5節 人権尊重と平和意識の啓発推進
施策名	1. 人権・同和教育啓発の推進

施策の内容	目指す姿	誰もが互いの人権を尊重し合う中で、自分らしく生きる社会が形成されています。また、平和意識が世代を超えて継承されています。
	現状と課題	<p>基本的人権は、日本国憲法において侵すことのできない永久の権利としてすべての人に保証されています。しかしながら、同和問題をはじめとして女性、子供、高齢者、障がい者などの人権に対する様々な課題に加え、インターネットによる人権侵害や社会構造の変化に伴う新たな人権課題も顕在化してきています。すべての人の基本的人権を尊重するためには、一人一人が人権を身近な問題として捉え、人権について正しく理解し、人権意識を高めていくことが大切です。本町では、人権講座や研修会などの教育・啓発活動に継続的に取り組んできました。今後も講習会等に気軽に参加できる環境づくりを進め、より多くの人の意識啓発に努めていく必要があります。</p> <p>平和意識の醸成において、町では平成15年3月に平和都市を宣言し、平和な社会の実現に向けた平和意識の高揚や啓発を図っているところです。戦後70年近くが経過し、戦争を知る世代が少なくなりつつあります。戦争の悲惨な記憶を風化させないためにも、学校などと連携しながら平和に関する学習を継続し、次の世代に継承していく必要があります。</p>

まちづくり目標値	指標名		現状(平成25年度)
	(1)	人権講座などへの参加者数	324人
(2)			
(3)			
(4)			

目標値への推移	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	目標(平成31年度)
	(1)	275人	322人	302人	
(2)					
(3)					
(4)					

行政評価表(事業評価一覧)合計	当初予算額	決算額 (単位:千円)				
		決算合計	国・県補助	地方債	その他特定財源	一般財源
	6,843	6,542	1,535	0	56	4,951

今年度の施策達成度	A	A	施策が既に完了した。見直しや改善を行い最善に近い。(進捗率71~100%)
		B	施策の見直し、改善等の検討余地がある。(進捗率31~70%)
C		施策を検討したが効果が上がらない。遅れている。未実施。(進捗率0~30%)	
施策達成度の理由(施策に対する今年度の実績及び効果)	<p>同和問題をはじめとする様々な人権課題に関する差別や偏見を解消するため町民や事業者、更には町職員への研修会、講演会を開催した。また、人権担当職員のスキルアップのため、県や民間団体による研修会等に積極的に参加した。さらに、子供たちを対象に人権教室、人権作文や人権の花運動等を通して、人権に対する教育の機会を提供するなど、人権擁護委員や保護司とともに様々な場において幅広く啓発活動を実施した。同和問題をはじめとした様々な人権課題の解決のための拠点としての隣保館「伊奈中央会館」の利用者の高齢化による利便性を鑑み、長年の懸案事項であった2階トイレを洋式への改修工事を実施した。人権講座参加者・278人 企業人権問題研修会参加者・24名</p>		

施策実現のための課題	施策を取り巻く環境の変化について	同和問題においては生活環境などの改善は相当程度進んだと認められるが、心理的差別については未だに解消されていない現状であり、住民票の写しや戸籍謄本等の不正取得、住宅販売会社による土地調査事件や、インターネット上を使った悪質な差別事件が相次いでいます。また、人権侵害の問題は、子ども、高齢者、障がい者等への虐待、いじめ及びDV、外国人への差別、犯罪被害者や性的マイノリティー等の人権侵害事案が多岐に渡っている。
	住民ニーズの変化について	社会情勢の変化に伴い、多種多様な人権課題が顕在化してきていることから、これまでの人権施策を推進するとともに正しい知識の取得と新たな人権課題に対する取り組みも望まれている。
	展開した事業は適切であったか	人権に対する関心と意識の向上を目的とする研修会等の実施、人権イベントの開催、街頭啓発活動、町ホームページ等を活用した広報などを行なったことは一定の成果を得たと思われる。今後も、更なる人権課題の解消に向けて、研修・啓発事業の充実を図って行く必要がある。
	施策を達成するうえでの障害について	人権に関心の高い人ほど、研修会や講演会に参加している。人権課題に無関心であったり、誤った認識を持っている人が、差別の問題を自分自身の身近な問題として捉えてもらうために啓発事業等の方策を検討する。

次年度以降における施策の具体的な方向性	<p>人権に関する関心と意識の向上を図るため、基本的にはこれまでの事業を引き続き実施し、国、県、周辺自治体、人権擁護委員会、地域及び学校等の関係機関との連携を更に強化して、様々な人権課題に関する啓発機会の充実を図る。</p> <p>同和問題については「部落差別の解消の推進に関する法律」の周知。また、これを踏まえた取り組みの充実を図る。</p> <p>啓発用パンフレット「い～な人権尊重のまち」をリニューアルする。</p>
---------------------	---

第6次行政改革大綱に基づく取組の進捗状況	<p>国、県はもとより北足立郡内の自治体と連携し同和問題をはじめとする人権課題解消の取組みを進めてきた。また、隣保館「伊奈中央会館」を人権啓発と住民交流の拠点として、地域に密着した社会福祉施設として利用者拡大に努めている。徐々にではあるが、憲法に定める基本的人権の尊重の理念や「部落差別の解消の推進に関する法律」が浸透しはじめてきていると思われる。</p>
----------------------	--

平成29年度 行政評価表

担当課	人権推進課
章名	第5章 町民と行政が協働するまちに暮らす
節名	第5節 人権尊重と平和意識の啓発推進
施策名	2. 人権に係る相談の充実

施策の内容	目指す姿	誰もが互いの人権を尊重し合う中で、自分らしく生きる社会が形成されています。また、平和意識が世代を超えて継承されています。
	現状と課題	<p>基本的人権は、日本国憲法において侵すことのできない永久の権利としてすべての人に保証されています。しかしながら、同和問題をはじめとして女性、子供、高齢者、障がい者などの人権に対する様々な課題に加え、インターネットによる人権侵害や社会構造の変化に伴う新たな人権課題も顕在化してきています。すべての人の基本的人権を尊重するためには、一人一人が人権を身近な問題として捉え、人権について正しく理解し、人権意識を高めていくことが大切です。本町では、人権講座や研修会などの教育・啓発活動に継続的に取り組んできました。今後も講習会等に気軽に参加できる環境づくりを進め、より多くの人の意識啓発に努めていく必要があります。</p> <p>平和意識の醸成において、町では平成15年3月に平和都市を宣言し、平和な社会の実現に向けた平和意識の高揚や啓発を図っているところです。戦後70年近くが経過し、戦争を知る世代が少なくなりつつあります。戦争の悲惨な記憶を風化させないためにも、学校などと連携しながら平和に関する学習を継続し、次の世代に継承していく必要があります。</p>

まちづくり目標値	指標名		現状(平成25年度)
	(1)		
(2)			
(3)			
(4)			

目標値への推移	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	目標(平成31年度)
	(1)				
(2)					
(3)					
(4)					

行政評価表(事業評価一覧)合計	当初予算額	決算額 (単位:千円)				
	236	決算合計	国・県補助	地方債	その他特定財源	一般財源
		236	0	0	0	236

今年度の施策達成度	A	A	施策が既に完了した。見直しや改善を行い最善に近い。(進捗率71~100%)
		B	施策の見直し、改善等の検討余地がある。(進捗率31~70%)
		C	施策を検討したが効果が上がらない。遅れている。未実施。(進捗率0~30%)
施策達成度の理由(施策に対する今年度の実績及び効果)	<p>人権擁護委員による人権相談業務は相談者に寄り添い、心のケアを行うとともに、法務局と連携し、人権侵害事象の被害者を救済している。「悩み事」の中に隠されている「社会的な課題」を発見し、問題点やその背景を分析し施策に結びつけてきた。誰もが生まれながらに持つ権利である人権を守るための一番身近な地域の相談窓口として機能している。また、隣保館「伊奈中央会館」においても随時、相談に対応し、地域の住民の信頼を確保している。</p>		

施策実現のための課題	施策を取り巻く環境の変化について	社会情勢が急速に変化するなか、人権問題も多種多様化している。昨今の情報化の進展とともに、インターネット上の人権問題が増加、また核家族化や少子高齢化社会等の影響から、高齢者にかかわる人権問題、いじめや子どもへの虐待などが目立つ。また平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定され相談体制のさらなる充実が求められている。
	住民ニーズの変化について	情報化の進展とともに、多岐にわたる相談に応える能力と、必要とされる時に即座に対応できる相談システムの充実が求められている。
	展開した事業は適切であったか	町民一般に人権相談を普及させるためにも、ホームページ、広報で周知するだけでなく、イベントや街頭で啓発を行った。また、多様化、複雑化する相談に対応するためにも、上尾、桶川、蓮田市、伊奈町の人権擁護委員で組織する協議会やその上位組織等による各種研修会や情報交換を複数回参加することにより人権擁護委員の資質向上に繋がった。
	施策を達成するうえでの障害について	人権侵害の被害者は多面的な弱者であり、孤立化していることもあり、情報が届かなかつたり、相談会に足を運ぶことすら困難であるといえる。深刻な被害を受ける前にを少しでも支援するために早い段階で相談を受けて頂く工夫が必要である。

次年度以降における施策の具体的な方向性	<p>法務局等の関係機関と連携し、相談体制の充実や対応者の資質向上を図る。また、人権擁護委員制度が町民に十分理解されるよう周知させると共に、人権擁護活動に対する支援を引き続き行う。隣保館「伊奈中央会館」についても地域住民の交流事業を通して、住民が気軽に来館できる環境を整備し、各種相談事業を推進する。</p>
---------------------	--

第6次行政改革大綱に基づく取組の進捗状況	<p>国、県、近隣市の人権擁護部局、人権擁護委員、各種関係機関との連携を密にし、人権相談窓口の事業を推進している。また、各種研修会等に人権擁護委員、隣保館職員を参加させ、相談業務に関する資質向上を図っている。特に近隣市で構成される協議会での人権擁護活動を支援している。</p>
----------------------	--

平成29年度 行政評価表

担当課	人権推進課
章名	第5章 町民と行政が協働するまちに暮らす
節名	第6節 男女共同参画の推進
施策名	1. 男女共同参画社会への意識啓発

施策の内容	目指す姿	男女共同参画が進み、町民一人一人が性別に関わりなく、家庭や地域、職場などあらゆる場所で個性や能力を発揮し、いきいきと活躍しています。
	現状と課題	<p>男女共同参画社会を実現していくには、家庭、地域、学校、職場など社会全体で人権を尊重する意識を広めていく必要があります。「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」など法制度の整備が進み、一定の成果をあげているものの、今なお性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく制度や慣行がありません。</p> <p>本町では平成24年度に「第2次男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に向けた意識づくりや仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、配偶者等からの暴力の防止と被害者支援などに取り組んでいます。</p> <p>男女が、その性別に関わりなく個人として尊重され責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮し、ともに活躍できるよう、男女共同参画社会の実現に向け一層の取組を進めていく必要があります。</p>

まちづくり目標値	指標名		現状(平成25年度)
	(1)	審議会などの女性登用率	29%
	(2)		
	(3)		
	(4)		

目標値への推移	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	目標(平成31年度)
	(1)	25%	25%	26%	35%
	(2)				
	(3)				
	(4)				

行政評価表(事業評価一覧)合計	当初予算額	決算額 (単位:千円)				
	97	決算合計	国・県補助	地方債	その他特定財源	一般財源
		89	0	0	0	89

今年度の施策達成度	B	A	施策が既に完了した。見直しや改善を行い最善に近い。(進捗率71~100%)
		B	施策の見直し、改善等の検討余地がある。(進捗率31~70%)
		C	施策を検討したが効果が上がらない。遅れている。未実施。(進捗率0~30%)
施策達成度の理由(施策に対する今年度の実績及び効果)	広報やホームページを活用した周知や、啓発品を作成し、町文化祭や講座等での配布やパネル、ポスター展示による啓発活動を行った。一般町民を対象とした視察研修会「ヒューマンライツフィールドワーク」を開催し、行田市男女共同参画センター「VIVAぎょうだ」等を視察。日常の中での人権に関わる施設を視察することにより様々な問題に気づき、各自の課題として意識付けが出来た。また、男女共同参画推進協議会委員や事業者に対する研修会を開催し、参加者の資質向上が図られた。		

施策実現のための課題	施策を取り巻く環境の変化について	「男女共同参画社会基本法」施行より20年近くが経過し、女性が働くことへの理解は進んでいるが、更に女性が個性と能力を職業生活において十分発揮できる社会の実現を図る必要がある。平成28年4月に「女性活躍推進法」が新たに制定され、国、地方自治体、企業が一体となって女性の活躍を推進する枠組みが示された。
	住民ニーズの変化について	性別による役割分担意識は変化してきたものの、今もなお社会慣行、職場、家庭、地域など、男女の地位が平等でないと感じている人は多い。男女が共に家庭生活と仕事、地域活動を両立しやすい環境を整備し、あらゆる場において参画する機会を平等に保障し、活力ある社会を作ることが求められている。
	展開した事業は適切であったか	町の男女共同参画施策の指針となる、第2次男女共同参画プランに沿い、それぞれの事業を進めていくことができた。研修会後の参加者から感想からも一定の成果があったと捉えることが出来た。
	施策を達成するうえでの障害について	各種啓発活動によって意識改革を行って来たが、審議会等での女性の登用率の低さや、社会のあらゆる分野において、未だに性別による固定的な役割分担意識が残り、男女共同参画を妨げている。

次年度以降における施策の具体的な方向性	今後においても、イベント等を大いに活用し様々な機会を通して男女共同参画プランの基本理念を浸透させ、男女が共に参画できる環境を構築し、男女共同社会の実現のための施策を更に研究し大きな啓発効果が得られるよう、総合的に取り組んでいく。
---------------------	--

第6次行政改革大綱に基づく取組の進捗状況	第2次伊奈町男女共同参画プランに基づき、主に県男女共同参画課、県男女共同参画センター、近隣市男女共同参画部局、町内関係部局と連携し施策に取組むとともに、専門知識習得のための研修会に参加し、職員の技術習得を図った。
----------------------	--

平成29年度 行政評価表

担当課	人権推進課
章名	第5章町民と行政が協働するまちに暮らす
節名	第6節男女共同参画の推進
施策名	2. 男女共同参画施策の推進

施策の内容	目指す姿	男女共同参画が進み、町民一人一人が性別に関わりなく、家庭や地域、職場などあらゆる場所で個性や能力を発揮し、いきいきと活躍しています。
	現状と課題	<p>男女共同参画社会を実現していくには、家庭、地域、学校、職場など社会全体で人権を尊重する意識を広めていく必要があります。「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」など法制度の整備が進み、一定の成果をあげているものの、今なお性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく制度や慣行があります。</p> <p>本町では平成24年度に「第2次男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に向けた意識づくりや仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、配偶者等からの暴力の防止と被害者支援などに取り組んでいます。</p> <p>男女が、その性別に関わりなく個人として尊重され責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮し、ともに活躍できるよう、男女共同参画社会の実現に向け一層の取組を進めていく必要があります。</p>

まちづくり目標値	指標名	現状(平成25年度)
	(1)	
	(2)	
	(3)	
	(4)	

目標値への推移		平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	目標(平成31年度)
	(1)					
	(2)					
	(3)					
	(4)					

行政評価表(事業評価一覧)合計	当初予算額	決算額 (単位:千円)				
		決算合計	国・県補助	地方債	その他特定財源	一般財源
	306	306	0	0	0	306

今年度の施策達成度	A	A 施策が既に完了した。見直しや改善を行い最善に近い。(進捗率71~100%)
		B 施策の見直し、改善等の検討余地がある。(進捗率31~70%)
		C 施策を検討したが効果が上がらない。遅れている。未実施。(進捗率0~30%)
施策達成度の理由(施策に対する今年度の実績及び効果)	<p>昨今、特に重大な人権侵害であるDV被害の数が増加し、その対策が重要視されております。平成27年度より専門の相談日を増やし相談者の利便性を図った。委託による定期的な専門の相談及び、随時担当職員が行った相談受付件数は63件あり、担当職員は相談業務に必要とされる知識習得のための研修会に積極的に参加し、資質の向上を図り、相談者の立場に立った相談業務を行なった。</p>	

施策実現のための課題	施策を取り巻く環境の変化について	配偶者からの暴力や性犯罪、売買春、ストーカー、セクシュアルハラスメントなど女性の人権を脅かす問題は深刻といえる。更に、女性の人権を侵害する性・暴力表現などの情報がインターネット等を含めメディアにおいて増加している。また、「デートDV」、「リベンジポルノ」など新たな暴力が問題化し、若年層への意識啓発や相談支援体制の整備について検討が必要である。
	住民ニーズの変化について	ドメスティックバイオレンスの相談内容については、身体的暴力の相談以上に精神的暴力(暴言、経済的暴力等)などが顕著であり、更なる相談体制の充実と対応者の知識と相談技術の向上が求められる。
	展開した事業は適切であったか	女性相談については、それぞれ問題を抱える相談者の立場に立って相談に応じることによって相談者に少しでも安心感を与えることが出来た。
	施策を達成するうえでの障害について	DVなどの被害は深刻化する前に、早期に相談していただきたいが、被害者は精神的に追い込まれていたり、疲労や緊張、恥ずかしいという気持ちや恐怖などから相談に来ることが出来ないということが多々あるために、支援の手が届かないということが有る。

次年度以降における施策の具体的な方向性	<p>社会情勢の変化に伴い、多様な問題に対処するため、担当職員の相談技術向上のための研修会等に積極的に参加する。また、「女性相談」を広く住民に周知するために、ホームページを活用した広報、各種イベント時や人権研修参加者へチラシを配布するなど、相談者が気軽に訪れてもらえるような工夫が必要である。</p>
---------------------	--

第6次行政改革大綱に基づく取組の進捗状況	<p>担当職員の知識、技術向上のための研修会に積極的に参加し、相談体制の充実を図る。また、DV事案については、埼玉県婦人相談センター、東部中央福祉事務所、上尾警察等の外部機関並びに庁内の関連部所と連携を密にし適切な処置を講ずる。</p>
----------------------	--